



議案第四十九号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第一項中「百円」を「二百円」に改める。

第三十一条第二項の表第一号中「有しないもの及び」を「有しないもの並びに」に改める。

附則第八条第三項中「附則第十六条の二第一項」を「附則第十六条の三第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、昭和五十八年七月一日から施行し、改正後の三朝町税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第八条第三項の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 改正後の条例第十八条の四第一項の規定は、昭和五十八年七月一日以後に交付される納税証明書の交付手数料について適用し、昭和五十八年六月三十日以前に交付された納税証明書の交付手数料については、なお従前の例による。